

# 妊娠したら

問 **こども安心課** TEL 0848-67-6061  
久井保健福祉センター TEL 0847-32-8551

本郷保健福祉センター TEL 0848-86-3609  
大和保健福祉センター TEL 0847-34-0960

## 母子健康手帳と母子健康手帳別冊の交付

母子健康手帳は、妊産婦・乳幼児の健康状態の記録と保健・育児に関する情報を記載した手帳です。別冊についている受診券(妊婦一般健康診査補助券、乳児一般健康診査受診票など)を、妊婦・乳児健診を受ける際に使用すると、健診費用が公費負担されます。(検査や健診内容によっては、自己負担が生じることがあります。)

対象者 妊娠届出をした妊婦

手続き 妊娠届出書をこども安心課又は各保健福祉センターへ提出

### 必要物

マイナンバーカード(マイナンバー通知カードの場合は、別途本人確認ができるもの)

備考 ※転入された人の手続き

- お持ちの母子健康手帳はそのまま使えますが、受診券の交換が必要です。
- 母子健康手帳・前住所地の受診券を持参し、各保健福祉センターで受診券の交換を申し出てください。

## 妊婦健康相談

問 **こども安心課(こども家庭センターすくすく)**  
TEL 0848-67-6217

助産師・保健師による無料相談を受けられます。電話による相談も可能です。

## 妊産婦家庭訪問

問 **こども安心課** TEL 0848-67-6061

助産師、保健師の訪問指導を無料で受けられます。最寄りの保健福祉センターへ電話等で申し込んでください。

## 妊産婦健康診査

県内の委託医療機関で次の診査が受けられます。母子健康手帳別冊(受診券)が必要です。県外及び委託契約外の医療機関で妊産婦健康診査を受ける場合は、全額自己負担で支払った後、各保健福祉センターの窓口で手続きをすると一部補助されます。

名称	対象	回数
妊婦一般健康診査(検査券)	妊婦	1回
妊婦一般健康診査(補助券)	妊婦	14回
	多胎妊婦	19回
子宮頸がん検診、クラミジア検査	妊婦	各1回
産婦健康診査(補助券)	産婦	2回

## こどもおしごとチャレンジ フォトギャラリー

小学生を対象に、さまざまな仕事を体験する講座を開催しています!

令和5年度の講座のようす

※詳しくはP8~9をご覧ください



▲スポーツ選手



▲チョークアーティスト

## マタニティスクール・パパママスクール

問 **こども安心課(こども家庭センターすくすく)**  
TEL 0848-67-6217

安心して出産に臨めるように、妊娠・出産・子育てに関する知識を学びます。事前予約が必要です。

## (妊婦)スポーツ教室

※その他のスポーツ教室はP17に掲載

問 **三原リージョンプラザ(指定管理者株式会社サービスセンター)**  
TEL 0848-64-7555

三原リージョンプラザでは、妊婦さん向けのマタニティスイミング教室を開催しています。水の中でリラックスして楽しむことが目的です。また、妊婦さん同士のコミュニケーションや情報交換の場にもなっています。

教室 マタニティスイミング

対象 妊娠5か月から9か月の妊婦

## 妊婦歯科健康診査

問 **こども安心課** TEL 0848-67-6061

妊婦歯科健康診査受診票を使用して、三原市内の実施医療機関にて妊婦歯科健康診査を1回無料で受けることができます。

※市内の実施医療機関以外および市外・県外の歯科で受診した場合は、自己負担となります。

対象者 三原市に住所がある妊婦

場所 三原市内の実施医療機関

料金 無料(治療については保険診療となり有料)

### 受診方法

- ①希望する実施医療機関で、「三原市妊婦歯科健診」と伝えて、予約をしてください。(予約が必要ない場合もあります。)
- ②妊婦歯科健康診査受診票(母子健康手帳別冊内)の太枠内に必要事項を記入し、母子健康手帳と一緒に医療機関に提出してください。

### 必要物

- 妊婦歯科健康診査受診票(母子健康手帳別冊内)
- 母子健康手帳
- 健康保険証(健診の結果、治療が必要な場合に必要です。)

## 妊娠判定受診費用助成事業

問 **こども安心課(こども家庭センターすくすく)**  
TEL 0848-67-6217

令和5年4月1日以降に妊娠判定検査のため医療機関に受診した費用の一部を助成します。

対象者 非課税世帯、生活保護世帯等の女性

助成額 1回の受診につき上限1万円(1人年度2回まで)

## 妊産婦への思いやり駐車場利用証の交付

※その他の対象者はP58に掲載

問 **社会福祉課** TEL 0848-67-6058

広島県思いやり駐車場利用証は、設置(管理)者の協力により「思いやり駐車場」として登録のある専用駐車スペースを必要とする妊産婦などを対象に、利用証を交付する制度です。

対象者 妊娠7か月から出産後2年(多胎児の場合は出産後3年まで)までの人(ただし、出産後は2年までの乳幼児と同伴の場合に限る)

### 必要物

- 母子健康手帳
- ※代理人の場合は、代理人の身分を証するもの(免許証、健康保険証等)

## 産後ケア事業

問 **こども安心課(こども家庭センターすくすく)**  
TEL 0848-67-6217

出産し、退院後にお母さんと赤ちゃんが市の委託した医療機関等に宿泊したり、通ったりしながら、休養をとったり、育児指導を受けることができます。助産師による家庭訪問もあります。

対象 産後1年未満の赤ちゃんとお母さんで育児サポートやお母さんの心理的ケアなど、産後ケアを希望する方

- 産後の心身に不調がある方
- 退院後に育児サポートが得られず、安定した育児・生活が困難な方
- 育児不安が強く育児指導が必要な方

内容 お母さんと赤ちゃんの健康チェック 育児支援、授乳・沐浴指導等

### 利用者負担額

課税世帯の方はお問い合わせください。非課税世帯や生活保護世帯の方は無料です。

## 市内助産院等一覧

助産院等名前	所在地	電話番号
すこやか助産所	明神二丁目 7番19号	090-5371-0768
中尾助産院 スマレ母乳相談室	下北方二丁目 2番12号	090-1185-1536
花笑助産院	本郷北四丁目 22番7号	090-5706-3708
マミークラブ ヨシダ	*訪問対応のみ	090-7371-5297

実施内容や料金については直接助産院へお問い合わせください。

## 不妊の検査・治療の支援

### 三原市不妊検査・一般不妊治療費補助事業

☎ こども安心課 TEL 0848-67-6061

#### 対象者

夫婦が共に不妊検査を開始した場合で、次のいずれにも該当する夫婦

- ①検査・治療開始時に婚姻している夫婦で、申請日に三原市に住所を有すること(事実婚を含む)
- ②市税等を滞納していないこと
- ③検査開始時点の妻の年齢が35歳未満の場合は、広島県不妊検査・一般不妊治療費助成の決定を受けていること

#### 対象となる費用

不妊検査・一般不妊治療(タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など)で、不妊症の診断・治療のため医師が認めるものに係る費用。

#### 補助額

補助対象費用にかかった自己負担額の1/2(上限5万円)※1,000円未満切り捨て

#### 補助回数

1組の夫婦について1回限りだが、妊娠を経て再度始めた治療は補助対象とする

## 三原市特定不妊治療費補助事業

☎ こども安心課 TEL 0848-67-6061

#### 対象者

- ①広島県の実施する不妊治療支援事業において、不妊治療費の助成を受けていること
- ②補助を受けようとする特定不妊治療の治療開始時から申請時までの全期間において、三原市内に住所を有すること(単身赴任等により夫婦のいずれか一方のみが市内に住所を有する場合も可)
- ③市税等を滞納していないこと

#### 対象となる費用

指定医療機関で受けた特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に併せて行われる先進医療又は先進医療会議において審議が行われている技術に要する費用の一部(入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は除く)

#### 補助額

広島県の助成額を控除した額(上限5万円)  
※1,000円未満切り捨て

#### 【男性不妊治療加算】

精子を精巣または精巣上体から採取するための手術に併せて行われる先進医療又は先進医療会議において審議が行われている技術に要する費用の一部。

※広島県の事業と同様

#### 補助額

広島県の助成額を控除した額(上限5万円)  
※1,000円未満切り捨て

#### 補助回数

【妻の治療開始時の年齢が39歳未満の場合】  
43歳になるまで通算6回(一子ごと)

【妻の治療開始時の年齢が40歳以上の場合】  
43歳になるまで通算3回(一子ごと)

※広島県の事業と同様

## 不育症治療費補助事業

☎ こども安心課 TEL 0848-67-6061

#### 対象者

不育症と診断された者で治療初診日に妻の年齢が43歳未満の法律上婚姻している夫婦  
夫婦の所得の合計が730万未満

#### 補助額

夫婦1組あたり年度に1回30万円まで  
※1,000円未満切り捨て

#### 補助回数

年度に1回

## 広島県不妊検査費等助成事業

夫婦そろって不妊検査を受けた場合に、検査・治療費の一部を助成しています。  
詳しくは、広島県子供未来応援課(TEL 082-513-3171)または、広島県東部保健所保健課健康増進係(TEL 0848-25-4641)にお問い合わせください。

## 広島県特定不妊治療支援事業

体外受精や顕微鏡授精等の特定不妊治療及び、男性不妊治療のうち、保険適用外となる検査・治療に要した費用の一部を助成します。  
詳しくは、広島県子供未来応援課(TEL 082-513-3171)または、広島県東部保健所保健課健康増進係(TEL 0848-25-4641)にお問い合わせください。

## 広島県不妊専門相談センターでの相談

不妊・不育に関する専門的な相談や心の悩みなどについて、専門の相談員(助産師)が相談にお応えします。(TEL 082-870-5445)  
相談時間等、詳しくは広島県不妊専門相談センターのホームページをご確認ください。

広島県不妊  
専門相談  
センター



広島県妊活  
応援サイト



## 三原市の補助制度フローチャート ～該当するか確認してみましょう～

2年以内に夫婦が共に不妊検査をしましたか?  
※夫婦のどちらかの検査開始日から概ね3ヶ月以内に  
もう一方の検査が開始した場合となります

はい

治療の内容は、  
一般不妊治療※ですか?  
※体外受精や顕微授精を除く  
治療をいいます。

はい

検査開始時に婚姻している  
夫婦(事実上の婚姻を含む)  
で、申請日に三原市に住所  
がありますか?

はい

市税等の滞納はありますか?  
※夫婦に滞納がない場合となります

はい

三原市不妊検査・一般不妊治療費補助金を  
受けることができます **申請期限  
厳守!**

- 検査開始時点の妻の年齢が35歳未満の方
- ★広島県の助成事業と三原市の補助事業の両方を受ける  
ことができます  
→広島県不妊検査・一般不妊治療費助成の申請を経て、助  
成決定を受けた後(決定通知書の交付日)の翌日から1か  
月以内に三原市こども安心課へ申請してください。
- 検査開始時点の妻の年齢が35歳以上の方  
→申請時期に該当した日の翌日から2か月以内  
に三原市こども安心課へ申請してください。

※詳しくは補助制度の概要をご確認ください▶

いいえ

対象外です

指定医療機関で受け  
た特定不妊治療(体  
外受精・顕微授精)に  
併せて先進医療を行  
った場合は、広島県  
特定不妊治療支援  
事業で助成があります  
詳しくは、こちらへ



三原市の補助は非該  
当です。ただし、検査  
開始時に妻の年齢が  
35歳未満の場合は、  
広島県不妊検査・一  
般不妊治療費助成  
事業で助成があります。  
詳しくは、こちらへ



広島県  
一般不妊

妊娠したら

妊娠したら